

新規化学物質の有害性の調査結果について(報告)

新規化学物質の有害性調査について(安衛法第57条の4)

- ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造等する事業者は、労働者の健康に与える影響についての調査(有害性調査)を実施し、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ・厚生労働大臣は、新規届出があった物質について、名称等を公表するとともに、有害性調査結果について学識経験者の意見を聴き、必要に応じ、届出事業者に対し健康障害防止措置を講ずべきことを勧告することができる。

※化学物質管理全体については、参考1参照

学識経験者の意見の概要(安衛則第34条の17に基づく報告)

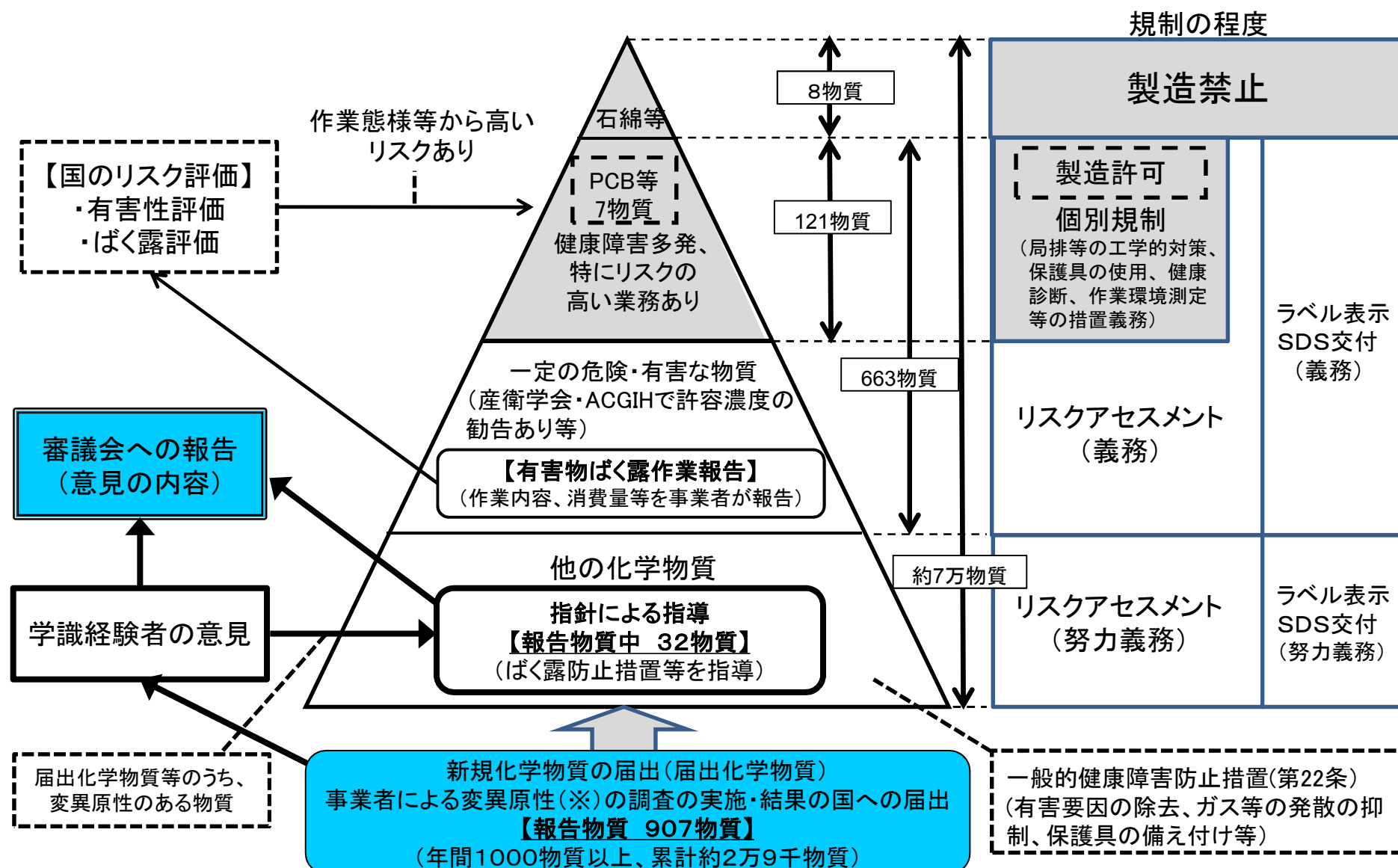
厚生労働大臣は、有害性の調査結果について、学識経験者の意見を聴いた時は、その内容を官報公表後1年以内に労働政策審議会に報告するものとする。

- ・報告対象:平成28年12月27日から平成29年9月27日までに官報に名称が公表された新規化学物質
- ・学識経験者(参考4参照)に意見を求めた新規化学物質は907物質
- ・学識経験者の意見は以下の通り。
 - ①届出事業者に対し、健康障害防止措置の勧告が必要なもの……該当なし
 - ②変異原性が認められると判定された物質…… 32物質(参考2参照)
 - ③上記②に該当した物質については、指針^(注)に基づく措置を実施することが妥当

^(注)「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」(参考3参照)

変異原性が認められた化学物質を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該物質へのばく露による労働者の健康障害を防止するため、事業者が①作業環境管理・作業管理、②作業環境測定、③労働衛生教育、④危険有害性の表示等を講ずるように規定。

労働安全衛生関係法令における主な化学物質管理の体系



※ 微生物を用いた試験において突然変異を引き起こす性質。変異原性試験は、化学物質の発がん性のスクリーニング試験等として利用されている。

(参考2)

微生物を用いる変異原性試験の結果、変異原性が認められるとされた化学物質一覧

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称
1	25490	平成28年12月27日 厚生 労働省告示第436号	エチル＝グリオキシラート重合体とトルエンの混合物
2	25519		2-クロロ-2'-(2-フルオロベンゾイル)-N-メチル-4'-ニトロ アセトアニリド
3	25524		1-{4-[2-(2,4-ジアミノフェノキシ)エトキシ]フェニル}-2-ヒ ドロキシ-2-メチルプロパン-1-オン
4	25542		1-{4-[2-(2,4-ジニトロフェノキシ)エトキシ]フェニル}-2-ヒ ドロキシ-2-メチルプロパン-1-オン
5	25548		3,4-ジブプロモブタン-2-オン
6	25550		ジメチル=2,2'-({5-アセトアミド-4-[(2-ブromo-4,6-ジニ トロフェニル)ジアゼニル]-2-メトキシフェニル}イミノ)ジアセター
7	25551		ジメチル=2,2'-({5-アセトアミド-2-メトキシ-4-[(5-ニトロ -2,1-ベンゾチアゾール-3-イル)ジアゼニル]フェニル}イミノ) ジアセター
8	25616		3-ブromoブター-3-エン-2-オン
9	25620		ヘキサ-5-エン-1-イル＝メタンスルホナート
10	25622		5-{[4-(ベンジルオキシ)-2-ニトロフェニル]ジアゼニル}-6- ヒドロキシ-1,4-ジメチル-2-オキソ-1,2-ジヒドロピリジン-3 -カルボニル
11	25683	平成29年3月27日 厚生労 働省告示第85号	1,2-キシレンと1,3-キシレンと1,4-キシレンと1-ブromoブター 2-エンの混合物
12	25708		(E)-6-クロロヘキサ-2-エナール
13	25710		(E)-7-クロロヘプター-2-エナール
14	25714		1-[4-(クロロメチル)フェニル]-1H-ピラゾール
15	25736		ジヒドロキシ(5-フェニル-2-チエニル)ボラン
16	25748		2,3-ジブromoプロパン酸
17	25754		2,4-ジメチル-5-(4-ニトロフェノキシ)ピリミジン
18	25782		ビス(4-ニトロフェネチル)＝アジパート
19	25818		2-ブromo-1-(オキサソ-4-イル)エタノール
20	25821		2-ブromo-5-フェニルチオフェン
21	25889	平成29年6月27日 厚生労 働省告示第231号	エチル＝グリオキシラート
22	25890		エチル＝4-(クロロスルホニル)ベンゾアート
23	25939		((6R,7R)-3-(クロロメチル)-2-[(4-メトキシベンジル)オキ シ]カルボニル}-8-オキソ-5-チア-1-アザビシクロ[4.2.0] オクタ-2-エン-7-イル)アンモニウム＝クロリド

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称
24	25940	平成29年9月27日 厚生労働省告示第309号	クロロ(ヨード)メタン
25	26049		1-(ブロモメチル)-4-(トリフルオロメキシ)ベンゼン
26	26200		2-(クロロメチル)-3,4-ジフルオロアニソール
27	26201		クロロメチル=メチル=カルボナート
28	26216		([1,3]ジオキソロ[4,5-f][1,3]ベンゾチアゾール-6-イル)アンモニウム=ブロミド
29	26271		トルエンと(E)-ペンタ-2,4-ジエナールの混合物
30	26299		2-フェニル-1,10-フェナントロリン
31	26311		4-(4-tert-ブチルフェニル)-1,4-オキサチアン-4-イウム=メチル=スルファート
32	26345		N-ベンジル-1-メキシ-N-[(トリメチルシリル)メチル]メタンアミン

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針
(平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1)

平成5年5月17日
一部改正 平成18年3月9日
一部改正 平成24年12月11日

1 趣 旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

- (1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

イ 作業環境管理

- (イ) 使用条件等の変更
- (ロ) 作業工程の改善
- (ハ) 設備の密閉化
- (ニ) 局所排気装置等の設置

ロ 作業管理

- (イ) 労働者の変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - (ロ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - (ハ) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮
- (2) (1) により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。

イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。

ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。

ニ 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。

- (3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業さ

せること。

- イ 設備、装置等の操作、調整及び点検
- ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ハ 保護具の使用

3 作業環境測定について

- (1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期的に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。
- (2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
 - イ 変異原化学物質の性状及び有害性
 - ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
 - ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法
 - ニ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は 4 時間以上とすること。
- (3) (1) のイからニの全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

5 危険有害性等の表示、通知等について

変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 の規定に準じて、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等の通知を行うこと。この場合、微生物等への強い変異原性を有することについて表示及び通知の内容に含めること。

6 変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、1 年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- イ 労働者の氏名
 - ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
 - ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要
- なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から 30 年間保存するよう努めること。

(参考4)

変異原性試験等結果検討委員候補者名簿

平成29年4月1日現在

氏 名	現 職 等
荒木 明宏	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター副所長
太田 敏博	東京薬科大学 生命科学部 教授
大谷 勝己	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 産業疫学研究グループ 上席研究員
後藤 純雄	麻布大学獣医学部共同研究員
清水 英佑	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
杉山 圭一	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター変異遺伝部 第二室長
鈴木 勇司	帝京短期大学 ライフケア学科 教授
田井 鉄男	独立行政法人労働者健康安全機構 研究試験企画調整部 研究試験支援普及課 支援普及班長
津田 洋幸	公立大学法人名古屋市立大学特任教授
西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
本間 正充	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター変異遺伝部長
望月 正隆	東京理科大学薬学部 教授

(検討委員候補者の委嘱期間 平成27年12月25日～平成32年12月24日)